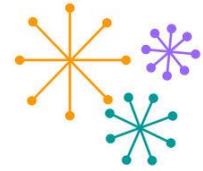


尾花沢地区 公民館だより

令和6年5月1日発行 ■ 尾花沢地区公民館 (Tel. 23-2016・Fax 24-0383)
〒999-4225 若葉町1丁目4番27号(サルナート内事務室) E-mail: oba_k@city.obanazawa.yamagata.jp

5月の予定

- 3日(金)~5日(日) 徳良湖まつり
- 3日(金) 花笠マラソン大会
- 8日(水) さわやかあいさつ運動(北村山高校)
- 9日(木) さわやかあいさつ運動(尾花沢中学校)
- 9日(木) 防犯協会尾花沢支部総会
- 11日(土)~12日(日) 野草展(研修室前にて)
- 14日(火) 区長会グラウンドゴルフ大会
- 23日(木) 子供会育成協議会総会



尾花沢地区の人口と世帯
(R54/1現在) (前月比)
男性: 3,175人 (-23)
女性: 3,376人 (-21)
合計: 6,551人 (-44)
世帯数: 2,504世帯(-1)

尾花沢地区の人口と世帯
(R64/1現在) (前月比)
男性: 3,110人 (-24)
女性: 3,271人 (-39)
合計: 6,381人 (-63)
世帯数: 2,469世帯(-14)

野草展

- ◎期日: 5月11日(土)~12日(日)
- ◎時間: 11日(土)9:30~16:00
12日(日)9:00~15:00
- ◎場所: 研修室前にて



交通安全立哨

4月5日(金)、野川食肉センター前で、「春の交通安全県民運動出発式」と、R347号線で「交通事故さよなら(347)人波作戦」交通安全立哨が行われ、通過ドライバーに安全運転を呼びかけました。



尾花沢地区区長会

会長 笹原光政



五月三日は、「憲法記念日」です。
主権在民、基本的人権の尊重並びに恒久平和を、基本的理念として、昭和二十一年十一月三日に公布され、翌二十二年五月三日に施行されました。

これまでは戦争により、国土も人心も文字通り荒廃の極みにあつた我が国が、民衆国家として生まれ変わり、今日の発展をもたらした背景には、先人達の真摯な努力はもろろんのこと、民主国家形成の核としての役割を果たしてきた、憲法の平和主義と民主主義並びに基本的人権の尊重の精神が厳として存在し、大いに力があり、影響力があつたことを痛感する思いです。

現在、NHKテレビの朝ドラで、「虎に翼」が放映されております。主人公の「寅子」が、当時の大日本帝国憲法における女性の立場が「無能力者」と定義されていることに、憤りを感じ、女性の地位向上と、弱い立場の人々を救おうとして、弁護士を目指す物語で、やがては「女性初の弁護士」になるのですが、その当時の時代背景と、現代社会の状況とのギャップを感じながら、毎日楽しみにして見ております。

ふるさと振興推進事業の基本の柱「集落が元気で暮らし続けるために」をテーマに、各種事業を展開しておりますが、その充実を図るためには、どうしても女性の力、存在が必要になります。各種事業や政策決定の場に、女性が積極的にご参画頂き、住み良い地域づくりに寄与して頂ければ、幸いです。

ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和 6 年度 尾花沢地区区長会紹介

地区	氏名	役職	地区	氏名	役職	地区	氏名	役職
中 町	鈴木 束		禁町3	加賀 剛		新町5	大類 茂雄	
上町1	土屋 雄一		横町1	鈴木 征司	会計	荒 楯	笹原 光政	会長 ○
上町2	齊藤 壽一		横町2	田中 幸雄	○	二藤袋1	大山 健一	
若葉町	小埜 政美	○	北 町	和田 暁	○	二藤袋2	細矢 主昭	○
上町3	間宮 広志		新町1	大崎 儀治		朧 気	齊藤 強志	
上町4	早坂 覺	○	新町2	佐々木 俊美		横 内	加藤 光司	
上町5	戸津 静雄		新町3	伊藤 次直	○	五十沢	石塚 清	○
禁町1	鈴木 勲	副会長○	新町東	菅野 仁		田 沢	大類 幸喜	○
禁町2	笠原 征男	監事	新町4	佐藤 実		牛房野	佐藤 徳雄	監事

※今年度の区長です。よろしくお願ひ致します。

○代表区長（敬称略）

令和 6 年度尾花沢地区区長会総会

4/9(火)、令和 6 年度尾花沢地区区長会総会が、悠美館 2 階ハイビジョンホールにて行われました。通常の内容に加え、防災行政無線戸別受信機の取り扱い方や、地域活性化交付金の交付内容などをじっくりと聞き有意義な協議となりました。



地域づくり事業

従来の「体力づくり事業」と「地域づくり事業」を統合し、助成金を拡充します。
(年 2 回まで補助対象)

目的…各集落が地域の元気力向上のため自ら行う創造的な地域活動事業の経費に対して、尾花沢地区ふるさと振興推進事業実行委員会より助成金を交付致します。

補助内容

- ◎体力づくり事業《例》グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会、運動会、レクリエーション大会など
 - ◎地域づくり事業《例》研修会、地域サロン、子育てサロン、高齢者の居場所づくり、交流会など
 - ※同一日に「体力づくり事業」と「地域づくり事業」の両方実施する場合、重複補助はできないものとし 1 回分のみ補助します。
 - ◎対象経費《例》賞品代、事務事業消耗品費、保険料、会場使用料、謝礼、賄材料費など
 - ① 助成額は、令和 3 年度から事業経費の 9/10 以内で上限 30,000 円に拡充されました。
 - ② 他の補助金との併用は対象外とします。
 - ③ 会食のみを目的としての事業は対象外。
- 《例》懇親会費、食事代、酒代など食糧費は対象外（芋煮会材料のみは、対象です）

◎申込 & お問合せ先 尾花沢地区公民館 TEL23-2016

ぜひ、ご活用
下さい(5月
から随時受付)